

ペット同室避難所の手引き

(趣旨)

第1条 この手引きは、災害時に避難が必要である市民が同行避難所では避難しないことを防ぐため、同室避難所を設置するにつき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この手引きにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 同行避難

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、安全な場所まで避難する避難行動をいう。

(2) 同室避難

災害発生後に、避難した避難所内の同じ部屋で飼い主がペットを飼養、管理していること(状態)をいう。

(3) 同行避難所(通常避難所)

災害発生時に、同行避難した避難者がペットを避難所敷地内の屋外(風雨をしのげる軒下等)にて管理する避難所をいう。

(4) 同室避難所

災害発生時に、同行避難した避難者がペットを避難所内の同室にて管理する避難所をいう。

(開設条件)

第3条 同室避難所は、地震や風水害に伴う防災措置として「警戒レベル4(避難指示)」以上が発令された場合で、対策本部が必要と認めたときに開設する。ただし、大規模な被害等により、同室避難所の確保ができない場合は、開設しない。

(開設場所等)

第4条 同室避難所の開設場所は、次のとおりとする。ただし、被害の状況等により、いずれかのみを開設する場合もある。

(1) 川西市松が丘町1番1号

川西中学校体育館

(2) 川西市清和台西2丁目3番地の57

清和台中学校体育館

2 同室避難所を開設した場合は、ホームページ、かわにし安心ネット等で周知する。

3 同室避難所では、飼い主とペットと一緒に過ごせる区画(パーティション)

を設置する。

(対象者)

第5条 同室避難所の対象者は、地震や風水害に伴う防災措置として避難指示の発令された地域に居住する避難が必要な市民で、ペットと同室避難を希望するものとする。ただし、生命の危機を防ぐ必要がある場合は、他の避難者も対象とする。

(ペット受入れの条件)

第6条 同室避難所に受入れするペットの条件は、次のいずれの要件も満たすペットとする。

- (1) 犬、猫、小動物（ハムスター、うさぎ等のほ乳類、鳥類など）で、ケージなどに入れて管理できること。
 - (2) 避難者自身が適切に管理できる個体、頭数であること。
 - (3) ペット避難に係るケージ、ペット用飲食物等を持参すること。
- 2 ケージに入らない大きな動物や危害を加えるおそれがある動物（ニシキヘビ、カミツキガメ等の特定動物・特定外来生物）は、受入れしない。

(同室避難所への避難の流れ)

第7条 同室避難所に避難する流れは、次のとおりとする。

- (1) 自宅がハザート地域内に存在する。
- (2) 自宅を含む地域に避難指示が発令される。
- (3) 同室避難所の開設を確認する。
- (4) ペット避難に係るケージ、ペット用飲食物等を持参し、開設された同室避難所に避難する。

(注意事項)

第8条 避難者は、同室避難所内で次に掲げる事項を遵守する。

- (1) ペットを必ずケージなどで管理し、清潔保持に努めること。
- (2) 万一ペットが逃げ出したときのために、首輪に迷子札、鑑札などで飼い主を明示すること。また、マイクロチップ番号やワクチン接種歴が分かるものを所有していれば、持参すること。
- (3) ペットのエサやりやフン尿の処理などは、責任をもって実施すること。
- (4) 指定された避難場所以外には、立入りしないこと。
- (5) 迷惑行為の禁止、トラブル（放し飼いや鳴き声など）の防止に努めること。
- (6) 退所の際は、利用した場所の清掃・片付けに努めること。
- (7) 避難所担当職員の指示に従うこと。

(退所)

第9条 前条の注意事項を遵守しない避難者に対し、必要に応じて退所を命ずることができる。

(補則)

第10条 この手引きに記載のない事項については、施設管理者及び総務部危機管理課の協議により決定する。

付 則

この手引きは、令和8年4月1日から施行する。

ペット同室避難所を利用する 皆さまへの注意事項

避難された方が安心して避難生活を送ることができるよう、以下の注意事項を必ずご確認ください。

1 ペットのお世話

- ☑エサやりやフン尿の処理などは責任をもって行ってください。
※エサの食べ残しやフン尿は、そのままにすると臭いなどでほかの方への迷惑となります。
- ☑世話は決まった場所(ブルーシートの上)で行い、清潔保持にご協力ください。
- ☑屋内ではケージなどに入れてください。
- ☑ペットが逃げ出さない措置を実施してください。

2 生活空間

- ☑立入禁止区域には人もペットも入れません。
- ☑談話室やホール、ロビー、トイレなどの人が集まる場所には、ペットを連れていきません。(ゴミは、指定された場所に捨ててください。)
※盲導犬、介助犬、聴導犬などは除きます。

3 周辺への配慮

- ☑避難所では職員の指示に従ってください。
- ☑迷惑行為はおやめください。
※退所をお願いする場合があります。
- ☑トラブル(放し飼いや鳴き声など)の防止につとめてください。
※ご不明な点は職員にご相談ください。ルールに沿わないことや不要不急のご要望には対応できかねますので、ご了承ください。

4 清掃・片付け

- ☑退所の際は、利用した場所の清掃・片付けをお願いします。
- ☑避難所の閉鎖が決まった時は、職員の指示に従って速やかに退所をお願いします。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

川西市・施設管理者